

平成18年6月以来、累次にわたり関係団体等に対し、原子力安全・保安院として、点検等の要請や注意喚起を行ってきた。

① 以下の注意喚起、要請等を実施。(平成18年6月)

- 使用者に対して、点検を受けることとそれまでは使用を控えることを注意喚起。
- 電気工事施工業者に対して、早急な点検・改修の実施、点検結果の報告を要請。
- 機器の製造・販売事業者等に対して、本件に係る相談窓口を設置し、電気工事の施工業者等に対して点検と改修を依頼、施工業者がすでに存在しない等の場合の点検実施、住宅生産者等に対して販売リスト等を提供すること等を要請。
- 国土交通省に対して、使用者からの問い合わせへの対応、施工業者への点検実施の注意喚起及び点検結果の製造・販売事業者への報告等への協力を住宅生産者等に要請するよう依頼。

②製造・販売事業者に対する点検促進要請(平成18年9月)

事故が起きている製品の製造・販売事業者の社長、施工業者の団体の会長等に対して、点検を促進するため積極的な取組を行うよう要請。また、同年10月には住宅生産者の団体に対して、点検を促進するための協力を要請。

③製造・販売事業者に対する確実かつ速やかな点検実施の要請(平成18年12月)

三菱電機(株)が製造し、(株)INAXが販売した浴室暖房機の電源電線の接続部の電気工事の施工不良によるものと推定される焼損事故が2件発生したため、(株)INAX、三菱電機(株)、全日本電気工事業工業組合連合会に対して、流通事業者、住宅生産者等と協力し、早急に使用者を特定し、点検が行われていない使用者に対して、点検を受けるまでは使用を控えるようダイレクトメールを送付する等により連絡をすることを要請。また、国民への注意喚起を行うとともに、住宅生産者等の関係事業者と連携して、確実かつ速やかに点検が行われることを要請。

④保安院ホームページに専用ホームページ開設(平成19年2月)

原子力安全・保安院のホームページ内に浴室暖房機の専用ホームページを開設し、使用者への注意喚起等の情報を提供。

⑤紙朝刊での注意喚起(平成19年3月)

使用者に対して注意喚起及び点検を受けることを呼びかけるために、全国紙朝刊にて経済産業省による新聞広告を実施。

⑥製造・販売事業者に対する事故原因の周知、注意喚起及び速やかな点検完了の要請  
(平成19年5月)

点検対象機器の浴室暖房機の電源電線接続部の電気工事が不適切に行われていたと推定される焼損事故が発生。なお、事故現場の電源電線接続部は、施工業者により平成18年7月に点検が実施されていたもの。当省は今回の事故を踏まえて、関係事業者等に対して、事故原因や点検において不適切な電気工事を見逃してしまった理由等(施工時に適切な内径の絶縁被覆付閉端接続子を使用しておらず、点検時にその大きさや接続状況を確認せずに問題なしとしていた)について周知及び注意喚起を行うとともに、できるだけ速やかに点検が完了するよう要請。

⑦注意喚起のチラシ配布(平成19年8月)

全国の電気保安協会に要請し、一般家庭等の電気の定期検査を実施する際、注意喚起及び点検を促すチラシ約137万部の戸別配布を実施。

⑧製造・販売事業者に対する再点検の協力・依頼の要請(平成20年7月)

平成20年6月、既に点検済で、かつ事故機の多数を占める型式(UH-2A)の機器の焼損事故が発生。そのため、7月、同型機については、不適切な接続工事を見逃したことから、これまでの点検を含め適切な点検等を実施することを関係者に協力、依頼する文書等を院長名で発出した。また、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故として公表。

⑨消費者に対する注意喚起(平成20年7月)

同様に既に点検済のUH-2Aの新たな焼損事故が発生。当該焼損事故については、家屋施工業者が点検を実施していないにもかかわらず、点検完了の報告を販売事業者に行っていたことが判明。製造・販売事業者から消費者生活用製品安全法に基づく重大製品事故報告があり、消費者への注意喚起を実施。

⑩消費者に対する注意喚起(平成21年8月)

未点検のUH-2Aの焼損事故(33件目)が発生。製造・販売事業者から消費者生活用製品安全法に基づく重大製品事故報告があり、消費者への注意喚起を実施。

⑪注意喚起のチラシ配布予定(平成22年6月～)

上記⑦と同様、全国の電気保安協会に要請し、一般家庭等の電気の定期検査を実施する際、注意喚起及び点検を促すチラシ([重要なお知らせ.pdf](#))約400万部の戸別配布。